

議案第12号

令和4年度小松島市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度小松島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 集水面積 | 60.5 (ha) |
| (2) 主な建設改良費 | |
| ① 管渠改良費 | 49,022 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款 下水道事業収益	363,266 千円	
第1項 営業収益	109,669 千円	
第2項 営業外収益	245,721 千円	
第3項 特別利益	7,876 千円	
	支出	
第1款 下水道事業費用	353,756 千円	
第1項 営業費用	281,897 千円	
第2項 営業外費用	71,859 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,634千円は、引継金1,634千円で補てんするものとする。)

	収 入
第1款 資本的収入	274,830 千円
第1項 他会計負担金	141,232 千円
第2項 補助金	17,398 千円
第3項 企業債	116,200 千円
	支 出
第1款 資本的支出	276,464 千円
第1項 建設改良費	49,022 千円
第2項 企業債償還金	227,438 千円
第3項 基金積立金	4 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	27,100千円	証書借入又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。
資本費平準化債	89,100千円	証書借入又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り替えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 23,963千円

(他会計からの補助金等)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金等を受ける金額は、256,411千円である。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山 俊雄